

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容		給水装置の新設工事等の承認	
根拠法令及び条項		那覇市水道給水条例第6条	
審査基準	☒ 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) ☐ 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 ☒ する ☐ しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 給水装置工事標準仕様書 第7章 (別紙のとおり)		
審査基準 設定年月日	平成4年4月1日	審査基準 最終変更年月日	平成24年4月1日
標準処理期間	☒ 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(請求があった日の翌日から起算して7日以内) ☐ 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成27年2月1日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	上下水道局 料金サービス課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

給水装置工事標準仕様書

第7章 工事の申し込み

7-1 工事の申し込み

給水装置を新設、改造、修繕又は撤去しようとする者は、工事着手前に管理者の定めるところにより、申請書類を添えてあらかじめ管理者に申し込み、設計審査を受けその承認を受けなければならない。但し、水道法施行規則第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。

水道法施行規則

第13条 法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微の変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る）とする。

7-2 事前協議

工事申込者は、次の各号に該当する工事を行う場合は事前に協議しなければならない。

原則として、事前協議は工事を担当する給水装置工事主任技術者が行う。

- (1) 3階建て建物への直結給水及び3階建て建物への屋上高置受水槽への直結給水を行う場合
- (2) 各戸検針を行う場合
- (3) 譲渡幹線の場合
- (4) 既設給水管が鉛管の場合
- (5) メータ口径50 mm以上の場合
- (6) その他、判断が困難と認められる場合

7-3 申請書類

申し込みは、次の書類を添えること。

- (1) 給水装置工事申請書及び設計書
- (2) 給水申込書
- (3) 水理計算書
- (4) 各戸検針を行う場合は各戸検針取扱要綱を参照
- (5) その他、管理者の要求する必要書類

7-4 工事設計書の種類

工事申込者は、次の各号に掲げる図面を提出しなければならない。

- (1) 平面図（給水装置及び受水槽以下設備、雨水設備等を含む）
- (2) 展開図（給水装置及び受水槽以下設備、雨水設備等を含む）
- (3) オフセット図（止水栓、仕切弁及び分水栓）
- (4) 配管横断図及び道路復旧断面図

- (5) 那覇市上水道図1/500（戸番図）による工事位置図
- (6) その他、管理者が必要と認めるもの

7-5 調査・計画・管理

給水装置工事主任技術者は、十分な現場調査を行い、水道法及び那覇市給水条例等に従い、適正な施工計画を策定し、品質管理及び安全管理等を確実に行わなければならない。

7-6 設計審査

給水装置の申し込みがあった場合、表7.2に基づき設計審査を行うものとする。

7-7 工事の施工及び費用

工事は指定給水装置工事事業者が行い、工事に要する費用は当該工事申込者の負担とする。

7-8 工事着手

指定給水装置工事事業者は、その工事について管理者の設計審査により給水装置工事承認書を得た後、工事現場に給水装置工事許可済の表示板を掲示して、工事を着手しなければならない。

※但し、工事に変更が生じた場合は再度協議を行う。

7-9 工事検査

指定給水装置工事事業者は、給水装置工事完了後速やかに当該工事に係わる申請書等により工事検査を受けなければならない。なお、工事検査は給水装置主任技術者の立合を原則とするが、管理者が給水装置主任技術者の立合の必要がないと認めた場合は、この限りでない。また、工事検査の結果、手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて管理者の工事検査を受けなければならない。

7-10 加入金

(1) 金額

給水装置の新設工事又は改造工事（増径）の申し込み者は、設置する新メータの口径により、加入金として表7.1に定める金額を、納付しなければならない。各戸検針の場合は親メータの口径により納付する。

(2) 差額

給水装置の改造工事（増径）の場合は、新旧メータの口径に係る加入金額の差額を加入金額とする。

(3) 還付

既納の加入金は、還付しない。但し、工事を中止し、又は変更した場合においては還付することができる。

7-1-1 手数料

申込みの際は、表7.1に定める金額を徴収する。但し、管理者が特別の理由があると認める場合は、申し込み後これを徴収することができる。

7-1-2 給水装置工事主任技術者の責務

給水装置工事主任技術者は、給水装置工事事業の本拠である事業所ごとに選任され、個別の工事ごとに工事事業所から指名されて、調査、計画、施工、検査の一連の給水装置工事業務の技術上の管理等、次の職務を誠実に行わなければならない。（法第25条の4、施行規則第23条）

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が施行令第5条の基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に係る次の事項についての、水道事業者との連絡又は調整
 - ① 給水管を配水管から分岐する工事を施行しようとする場合の配水管の布設位置の確認や連絡調整
 - ② ①の工事及び給水管の取付口から水道メータまでの工事を施行しようとする場合の工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整
 - ③ 給水装置工事を完成したときの連絡

給水装置工事主任技術者は、水の衛生確保の重要性についての自覚と、給水装置工事の各段階を適正に行うことができるだけの知識と経験を有し、配管工等の給水装置工事に従事する従業員等の関係者間の相互信頼関係の要となるべき者である。

表 7.1 加入金 ・ 設計審査及び工事検査手数料

口径別金額表

単位（円）

メータ口径	加入金	一般・連合		臨時・増設・改造	
		設計審査手数料	工事検査手数料	設計審査手数料	工事検査手数料
φ 13mm	22,680	500	2,400	0	1,200
φ 20mm	60,480	900	2,700	0	1,350
φ 25mm	103,680	1,200	3,300	1,200	3,300
φ 40mm	353,160	2,600	5,100	2,600	5,100
φ 50mm	733,320	3,800	6,600	3,800	6,600
φ 75mm	1,763,640	8,100	11,600	8,100	11,600
φ 100mm	4,590,000	14,200	19,600	14,200	19,600
φ 150mm 以上	8,793,360	20,400	27,200	20,400	27,200

表 7.2 主審査及び検査内容

(1) 設 計 審 査

検査項目	検 査 の 内 容
位置図	・工事箇所が確認できるよう、道路及び主要な建物等が記入されていること。 ・工事箇所が明記されていること。
平面図 及び 展開図	・方位が記入されていること。 ・建物の位置、構造がわかりやすく記入されていること。 ・道路種別等付近の状況がわかりやすいこと。 ・隣接家屋の栓番号及び境界が記入されていること。 ・止水栓、仕切弁及び分水栓のオフセットが記入されていること。 ・平面図と展開図が整合していること。 ・隠蔽された配管部分が明記されていること。 ・各部の材料、口径及び延長が記入されており、 ①給水管及び給水用具は、性能基準適合品が使用されていること。 ②構造 ・ 材質基準に適合した適切な施工方法がとられていること。

(2) 工 事 検 査

検査種別及び検査項目		検 査 の 内 容
屋外の 検 査	1. 分岐部オフセット	・正確に推定されていること。
	2. 水道メータ、メータ用止水栓	・水道メータは、逆取付け、片寄りがなく、水平に取付けられていること。 ・検針、取り替えに支障がないこと。 ・止水栓の操作に支障がないこと。 ・止水栓は逆取付け及び傾きがないこと。
	3. 埋 設 深 さ	・所定の深さが確保されていること。
	4. 管 延 長	・竣工図面と整合すること。
	5. 筐 ・ 柵 類	・傾きがないこと、及び設置基準に適合すること。
	6. 止 水 栓	・ハンドル又はスピンドルの位置がボックスの中心にあること。
配 管	1. 配 管	・延長、給水用具等の位置が竣工図面と整合すること。 ・配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。 ・配管の口径、経路、構造等が適切であること。 ・水の汚染、破壊、侵食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。 ・逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保等がなされていること。 ・クロスコネクションがなされていないこと。
	2. 接 合	・適切な接合が行われていること。
	3. 管 種	・性能基準適合品の使用を確認すること。
給 水 用 具	1. 給 水 用 具	・性能基準適合品の使用を確認すること。
	2. 接 合	・適切な接合が行われていること。
受水槽	吐水口空間の測定	・吐水口と越流面等の位置関係の確認を行うこと。
機 能 検 査		・通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、水道メータ経由の確認及び給水用具の吐水量、動作状態などについて確認すること。
耐 圧 試 験		・一定の水圧による耐圧試験で、漏水及び抜けなどのないことを確認すること。
水 質 の 確 認		・残留塩素の確認を行うこと。